

# 労働者災害補償保険法

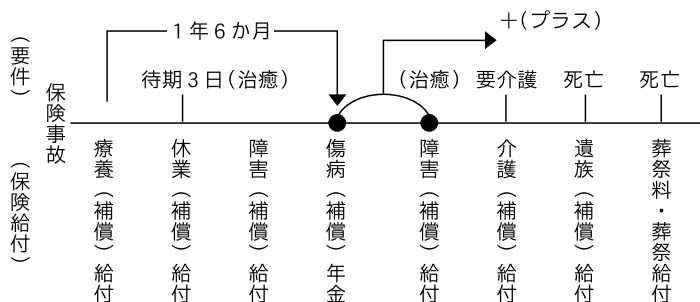
## 3章

# 保険給付等

## No.16 チェック!

## 保険給付の種類

## 【保険給付の種類】



保険事故は、負傷、疾病、障害又は死亡等である。

## 【詳細】

業務災害に関して療養補償給付、休業補償給付、**傷病補償年金**、障害補償給付、**介護補償給付**、遺族補償給付、**葬祭料**の7種類の支給がある。通勤災害に関しては、療養給付、休業給付、**傷病年金**、障害給付、**介護給付**、遺族給付、**葬祭給付**の7種類である。

療養（補償）給付のうち、労災指定病院等での医療の給付は現物給付を原則とし、その他は現金給付である（12条の8～25条）

## No.17 チェック!

療養補償給付  
(第13条)

1. 療養補償給付は、**療養の給付**とする。
2. 前項の療養の給付の範囲は、次の各号（政府が必要と認めるものに限る。）による。
  - 一 診察
  - 二 薬剤又は治療材料の支給
  - 三 処置、手術その他の治療
  - 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
  - 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
  - 六 移送
3. 政府は、第1項の療養の給付をすることが困難な場合その他厚生労働省令で定める場合には、療養の給付に代えて療養の費用を支給することができる。